

令和5年度 第11回倉吉市農業委員会会議事録

1 開催日時 令和6年2月9日(金) 午後1時30分から午後3時00分

2 開催場所 倉吉市役所 本庁舎3階 大会議室

3 出席委員 (27人)
会長 2番 山脇 優 委員

農業委員

1番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員	4番 田村静伸 委員
5番 福井章人 委員	6番 藤井由美子 委員	7番 室山恵美 委員
8番 吉村年明 委員	9番 山下賢一 委員	10番 筏津純一 委員
11番 堀川理恵 委員	12番 數馬 豊 委員	13番 鐵本達夫 委員
14番 美田俊一 委員	15番 衣笠健一郎 委員	16番 松本幸男 委員
17番 河野正人 委員	18番 原田明宏 委員	19番 早田博之 委員

農地利用最適化推進委員

福井満寿美 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員	秋山美香 委員
藤原 治 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員	山下洋一郎 委員

4 欠席委員 (1人)
山脇賢治 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第65号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第66号 農用地利用集積計画の決定について

議案第67号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第68号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

7 会議の概要

(1) 開会

事務局 ただ今より、令和5年度第11回農業委員会会議を開会いたします。初めに山協会長よりごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私のほうで指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。16番 松本委員、17番 河野委員に議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席届が出ております。山協推進委員は急遽病院へ行くということになりましたので欠席ということです。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは(4)連絡報告事項、事務局からお願いします。

事務局 令和5年度第11回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 続いて、くらし農業に関する相談会について、高見委員。

1 番 1番 高見です。〇〇さんが相談に来られまして、内容といたしましては現在作っておられる〇〇さんの利用権が満了になるということで、それまでもう1回なんとか作ってもらえないか頼まれたそうですが、〇〇さんも高齢なものでなんとか他をあたってもらえないかということで、来られました。

〇〇さんもちよっと勉強しておられて、太陽光はどうかとかそういうことを一緒に相談しましたが、結果として太陽光は立地条件が悪いということで。良すぎて隣接の田んぼがあるそうですので太陽光はちょっと無理ということで。地図で見ていただいたら分かると思います。それから山側の土地は造林してもなんとかいけるという土地です。耕作者が見つからない場合はなんとか〇〇さんが耕作してもいいようなことを言うておられまして、それは〇〇さんに相談してみてくださいということです。今後、地区の〇〇〇〇〇〇〇〇もありますのでそちらにも相談してみてもどうかということで別れております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。立地条件があまり良くないということで。太陽光太陽光ということで今、国のほうでも問題になっておりまして、いわゆ

る一時転用で太陽光パネルの下で作物を作って収益をあげなければならないということで、3年契約で更新をしていく場合がありますけれども。耕作の中身ですね、鳥取市では一時転用でやっていたのを撤去させました。まだ新しいから撤去してもその太陽光はお金になるといふときに撤去の指示があつて、全て農地に返したといふことがあるようです。ですから一時転用についてもなかなか太陽光の下で農作物を作ってもいいけど、まともにできないといふことで転用許可になりませんので。そういうことを皆さんの頭の中においていただきたいと思ひます。倉吉市では今のところ、小鴨でドクダミを作つております。お茶にして、きちんとした製品にしております。そのようなことで一定の収益があがらぬと太陽光については許可になりませんので、皆さんも相談があつた場合にはきちんと回答していただけるようお願いします。

(5) 議 事

議 長 それでは(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をしてください。

事務局 本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページから3ページのとおり3件の申請がございます。番号1は売買による所有権移転、番号2は親族間での贈与による所有権移転、番号3は親子間での贈与による所有権移転でございます。

 続きまして議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案5ページ記載のとおり2件の申請がございます。番号1は〇〇〇〇地内における4区画の宅地分譲でございます。申請地は都市計画用途区域の第1種中高層住居専用地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。番号2は〇〇地内における共同住宅の建築でございます。都市計画用途区域の第1種住居地域に指定されておりますので、農地区分は第3種農地で原則許可でございます。

 続いて議案第65号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。議案7ページ記載のとおり1件の申請がございました。

 議案第66号 農用地利用集積計画の決定についてですが議案の10ページから47ページのとおり106件の利用権設定の申出と、議案48ページから49ページのとおり2件の所有権移転がございます。

 次に議案第67号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてですが、議案58ページ記載のとおり1件の申請がございます。

 議案第68号 農用地利用集積等促進計画については議案61ページから67ページまで144件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 それでは議案第63号 農地法第3条の規定による許可の申請について委員の皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑がないようですので、挙手による採決を行います。ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第63号については承認といたします。

議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請について委員の皆さんにお諮りいたしますが、本件につきましては、本日午前10時45分より当番委員であります筏津委員、塚根委員、藤井代理、内川局長、岩田主任と私の6人で現地の調査に行っておりますので、代表して筏津委員より報告をお願いいたします。

10番 10番 筏津です。先程のメンバーで現地確認をして、協議した結果いずれも問題ないということを確認しましたので発表いたします。

議 長 ただ今、筏津委員のほうから問題なしという報告がございました。それでは皆さんにお諮りいたします。ただ今の案件につきまして質疑ありませんか。はい、鐵本委員。

13番 13番 鐵本です。この2番目の分については、個人の土地を自分が代表している法人のほうに転用手続きをするというものですか。

事務局 はい、そのとおりでございます。

議 長 他にございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。

議案第65号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして6ページ議案第65号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましても先程と同じように6名で現地の調査に行っておりますので、続いて筏津委員より報告をお願いいたします。

10番 10番 筏津です。先程のメンバーで午前中現地の確認に行きまして、問題ないとなりましたので発表します。以上です。

議 長 はい、ただ今報告のとおり問題なしということでございますので、それでは

皆さまに質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案第65号につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第66号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして議案第66号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたしますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。10ページ番号1番は、3番 船越委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(船越委員 退席)

議 長 それでは船越委員が退席しましたので事務局説明をお願いします。

事務局 10ページでございます。申請番号1番、〇〇の1筆、343㎡の水田の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。船越委員の入場を求めます。

(船越委員 入場・着席)

議 長 船越委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

10ページ番号2番から11ページ番号5番の〇〇〇〇〇〇〇〇は、6番藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をお願いします。

事務局 10ページでございます。申請番号2番、〇〇〇〇〇〇の5筆、4,630㎡の水田、畑の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他11ページの番号5番まで、合計いたしまして22筆、31,118㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたしまして、藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議 長 藤井委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

続きまして、12ページ番号6番及び7番は、11番堀川委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(堀川委員 退席)

議 長 それでは堀川委員が退席しましたので事務局説明をお願いします。

事務局 12ページでございます。申請番号6番、〇〇の2筆の1,264㎡の水田の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他12ページの番号7番まで、合計いたしまして4筆、2,375㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今堀川委員の案件につきまして説明がございました。議案に対す

る質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたしまして、堀川委員の入場を求めます。

(堀川委員 入場・着席)

議 長 堀川委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

続きまして、12ページ番号8番は、12番 数馬委員に係る案件でございますので数馬委員の退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をお願いします。

事務局 12ページでございます。申請番号8番、〇〇の5筆、4,771.01㎡の水田の賃借権の設定でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今数馬委員の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議 長 数馬委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

続きまして、13ページ番号9番から11番は、18番 原田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(原田委員 退席)

議 長 それでは原田委員が退席しましたので事務局説明をお願いします。

事務局 13ページでございます。申請番号9番、〇〇〇〇の1筆の1, 935㎡の水田の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他13ページの番号11番まで、合計いたしまして6筆、13,029㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたしまして、原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議 長 原田委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

続きまして、33ページ番号68番と34ページ番号69番は、1番 高見委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(高見委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をお願いします。

事務局 33ページでございます。申請番号68番、〇〇の1筆の1, 209㎡の水田の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他34ページの番号69番まで、合計いたしまして3筆、7,002㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたしまして、高見委員の入場を求めます。

(高見委員 入場・着席)

議 長 高見委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

以上で該当する出席委員に係る案件は終了しましたので、続いて全体について事務局より説明をお願いします。

事務局 10ページに戻ります。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は404,255.05㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、10ページから47ページまでの記載のとおりでございます。補足ですが、上北条地区協定料金は10アールあたり4,000円です。

続きまして48ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇〇の2筆3,821㎡の水田、畑でございます。対価は384,650円、10アールあたりですと水田は50,000円、畑は150,000円でございます。

続きまして49ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇、〇〇の9筆11,551.82㎡の水田でございます。対価は1,750,000円、10アールあたりですと151,492円でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、50ページから55ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、56ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 ただ今、議案第66号につきまして説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、鐵本委員。

13番 鐵本です。51ページ、借り手が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇ということですが、鳥取県内では初めてなんですか。認定農業者と書いてありますけれども。法人のことでえらい目に遭ってまたこの法人のことで大丈夫かなということもありますので。12年というのは鳥取県内なのか〇〇のほうで長いのかそういうことをちょっとお願いします。

議 長 これね、私の地区なんです。〇〇という地区で、奥さんの里が〇〇というところでお義父さんがハウスでバラを作ったり、スイカを作ったりしておられて。〇〇のほうでも農業をしておられて、それでこちらのほうに来られてお義父さんの土地を借りてハウスを建ててスイカとか栽培しておられる方でございます。私も近くに水田を持っておりまして、ハウスを建てるところからずっと見ておりました。そしたら、〇〇から自分たちでユンボを持ってきて、暗渠排水もして昨年はいいいスイカが出荷されておりましたので、間違いのない法人

でございますので私のほうから報告させていただきます。

16番 何年か前からしとる。

13番 分かりました。しっかり指導してあげてください。

議長 近くが秋山推進委員の水田ですので、いつも監視しておられますので大丈夫です。その他ございませんか。

(なしの声)

議長 それではないので、ただ今の議案第66号につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認といたします。

議案第67号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議長 続きまして議案第67号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について、この件につきましても現地の調査に行っておりますので、代表して筏津委員より報告をお願いいたします。

10番 10番 筏津です。ただ今ありましたように午前中現場確認しましたところ、冬で雑草等も枯れて見えませんがかなりゴズボがまん延してまして、春にこれが復活したら大変だなということで、3万円が妥当と判断しましたので報告します。

議長 ただ今報告がありましたとおり、ゴズボとかセイタカアワダチソウと一緒に生えておりました。3万円が適当ではないかということになりましたので、現地調査に行った全員の意見で3万円ということになりました。報告があったとおりでございます。これに対して質疑ございますでしょうか。

(なしの声)

議長 ないので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認とさせていただきます。

議案第68号 農用地利用集積等促進計画について

議長 続きまして議案第68号 農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたしますが、利用集積等促進計画各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させて

いただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということですので、進めさせていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

67ページ番号143番及び144番は、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議いただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということですので、議長を交代させていただきます。

(議長 交代)

6 番 それでは、2番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

6 番 それでは、山脇委員が退席しましたので67ページ番号143番及び144番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 67ページ番号143番と144番でございます。借受経営体は、〇〇〇。土地につきましては〇〇〇、〇〇の2筆3, 393㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。以上でございます。

6 番 ただ今、山脇委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

6 番 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

6 番 ありがとうございます。挙手多数ということで異議なしと認め、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、山脇委員の入場を求めます。

(山脇委員 入場・着席)

6 番 山脇委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。山脇委員の案件が終わりましたので、ここ

るのが〇〇さん。今、〇〇〇〇くんが作ってると思う。続いて〇〇、福井さん。〇は山下さんかな。

山下推進委員 はい。

議長 お願いします。原田さんも一緒にしてあげてください。

18番 はい。

議長 それからこれも〇〇か、鐵本さん。次の〇〇〇は、小谷委員さん。ということで皆さん決まりましたのでできる限り努力をしていただいて、だめなものはだめなんですけれども、あっせんの方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして(3)農地等のあっせん活動の状況について、早速松本委員、秋山委員と私です。〇〇、これはバラのハウスの跡地なんです。長年、何十年とガラス温室のハウスになってたんですけれども、ところが近くを作っておるものですから見ておったんですけれども、このあと石がゴロゴロこぶし大以上の大きさのとか、コンクリのめげたのとかいろんな物が混ざっておりまして、地主がこちらにいないので誰もしておりません。そういう状況の田んぼでね、草が生えてしまうと中が見えないんですけれども、到底これはあっせんをできかねる土地なんです。ですからこれは元々JAが入っていたものですから、地主とのいざこざがあつて裁判があつて負けちゃった訳ですね、経営しとる方が。それで解体を余儀なくされたということでごさいます、今の状況になつとるんです。ここの〇〇さんだけでなく、周りの田んぼもこの状態なんです。ただここには地主の名前が出て来てません。それで改めて〇〇地区の委員で、私も含めて地主を調べて全体を指導していかなければならないというふうに思つておりますので、今回の件につきましてはどうにもなりませんのでとりあえずこのままにしておきたいと思ひます。周りの人で耕作する人は一切おりませんので。本人も〇〇から帰つてきて現地を一切見とらんということですので、実際どうなつているか。ガラス温室を解体して持つて逃げたままでなげておんなるんです。ですからもう農地にはなかなか返し難いんです。そういうことで報告させていただきます。

続いて2番です。これは〇〇の方、數馬委員が突然来られて現地見たら周りには住宅が建つとるし到底農地では作ることができない状況ということで、その場で私が不動産を営む建築会社の方に電話しまして行つてみたいということで、次の朝電話が来て図面が欲しいということで事務局のほうに取りに来ていただいて持つて帰つていただいて協議をしているところです。そう簡単には買うという訳にはなりません、追つて皆さんに報告することができるかなと思つております。

3番目、高見委員。

1番 1番 高見です。報告させていただきます。〇〇〇〇さんに私から連絡を取りまして、船越委員から受け手を探していただきまして本人さんも了解していただきまして受け手から書類が農業委員会のほうに来ております。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして衣笠委員。

15番 15番 衣笠です。相談者〇〇〇〇さんの田んぼですけれども、上から約10筆は河川敷の田んぼでその田んぼに行くまでの農道は軽トラがやっといっばいいっばいで通れるようなところで。相談者本人さんが荒らさないように今自己管理をしておられます。それで、〇〇〇〇〇〇から下の田んぼは相談者〇〇〇〇さんと話をし、自分が作ることにしました。以上です。

議長 はい。〇〇の上がっていくところの下の方でしょう、河川敷のある。

15番 〇〇〇を渡って右下です。

議長 あそこ農地があるけな、ありがとうございます。続きまして（4）農地の利用状況調査について、主幹。

事務局 はい。（4）の農地の利用状況調査についてでございます。15から16ページの表を付けております。農地パトロールで集計した結果でございます。15ページ一番右側の欄に合計を記載しております。新規の遊休農地は39筆で、約3.7ヘクタールの遊休農地がありまして、解消は21筆で約3.7ヘクタールです。差し引きで合計で611筆の67.5ヘクタールで、ほぼ横ばいという結果でした。各地区の合計面積も記載しておりますのでご確認ください。修正した筆と記載のある6筆は令和4年度に重複して登録した筆があることが判明したため、面積を減少させたものです。以上でございます。

議長 続きまして（5）。

事務局 17ページから「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてというところでございます。農業委員会等に関する法律が平成28年の4月に施行されて、新しい制度に移ったときに各農業委員会が指針を作ることになっております。18ページ上段に農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証、見直しを行うこととなっておりますので、今回の改選期になりまして見直しを行うということです。鳥取県の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況を示すものであり、新たな目標値を設定するものです。

資料18ページの中央のところに遊休農地の解消目標ということで、表を掲載しております。毎年増加傾向であります。遊休農地の割合を現状とほぼ変わらないこととして目標面積を定めております。

19ページ、担い手への集積目標ということで表を掲載しております。3年後の目標は、倉吉市農業経営基盤強化促進基本構想に定めている令和10年度に集積率50%と設定しているものを基準に3年後の目標を設定して、集積率41%と記載しております。10年後の目標は鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針に定める59%を集積目標として設定しております。

続きまして20ページ中央のところですが、新規参入の促進ということで、今回も引き続き毎年5つの経営体、1経営体あたり0.5ヘクタールの集積を目標ということで目標を設定しております。

全体の文書としては、全国農業会議が示している参考例としている文書とか、あとはホームページ等で他市町村の指針の文書の良いところを参考として作成しました。以上が新しい指針の案でございます。以上でございます。

議長 それではただ今の件について皆さんのほうで何か聞いてみたいことがありますら。ありませんか。

(なしの声)

議長 それでは(6)その他、梶本主幹。

事務局 会長の冒頭のあいさつにもありましたけれども、農業委員会組織による「能登半島地震義援金」の募集についてということです。資料は22ページから25ページに記載させてもらっております。22ページに、義援金の募金活動に対し主旨にご賛同いただきご協力をお願い申し上げます、ということでございます。23ページのほうに一口1,000円ということで募集があります。よろしく申し上げます。以上でございます。

議長 はい、その他ございませんか。

(なしの声)

議長 本日は皆さんのお手元に3月1日号で発行いたします農業委員会だよりの新しいものを配布しております。今年はこのような皆さんの写真付きで紹介を一面に出して、いつものようにはぐったところに新規就農者とか親子協定を結ばれた方の紹介をさせていただいております。右のほうは県内研修とそれぞれの感想文、県外研修の奈良県の分をこちらのほうに掲載させてもらっています。そしてこの農業委員会だよりを県内視察先の伯耆町、それから奈良県のパンドラファームにも送付させていただきます。このように委員会だよりで皆さまに報告させていただきますということを送るようにしていますので、ご了解願いたいと思います。そして右下に毎年室山編集委員長をお願いして、チップソー2枚1組を5名様に抽選で当たるようにしております。応募用紙は今年から農業委員会事務局の前に置いてありますので、取りに来ていただいて書いていただければいいと思っております。今年もヒントは誌面にあります。なるべくたくさんのお意見をいただきたいと思っております。それでは皆さんのほうから何かありませんか。

13番 これについて説明は。

事務局 お手元には令和6年度経営所得安定対策と米政策ということでお配りさせていただいております。こちらは倉吉市の農業再生協議会ということで農林課が所管している事業ですけれども、来年度の経営所得の安定の冊子で全国農業会議所が作成していて600部ぐらい農林課が持っていましたので、近く農事組合長とか関係者にはお配りすると思っておりますけれど、入手したのでお配りしております。

議長 下を書いてありますけれども、ナラシ対策と収入保険は同時に加入ができないということで注意が必要です。皆さん承知しておいてください。11ページに載っています。

それでは他にないようですので、来月もこの場所ですので間違えないようにしていただきまして、本日の農業委員会会議は閉会といたします。ご苦労様でした。

— 午後3時00分 閉 会 —